

## プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成26年11月18日開催の第212回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 平成27年12月限以降適用大豆（米国産大豆）格付け（案）の件（資料1）

原案どおり承認された

### 報告事項

年末年始の業務予定等

- ・年末年始の業務予定について（資料2）
- ・2015年（平成27年）商品別日程一覧表（資料3）

以上

**米国産大豆現物先物取引格付表**  
(平成27年12月限以降適用)

平成26年11月18日制定

大阪堂島商品取引所  
(1,000kgにつき)

No.11		格 差
標 準	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 2として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	/
品	アメリカ合衆国又はカナダを2015年10月1日～2016年9月30日の間に輸出したもの	
供	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 1として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	同 格
用	アメリカ合衆国又はカナダを2015年10月1日～2016年9月30日の間に輸出したもの	
品	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 2として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	同 格
	アメリカ合衆国又はカナダを2014年10月1日～2015年9月30日の間に輸出したもの	
品	アメリカ合衆国産黄大豆であって、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格NO. 1として輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの	同 格
	アメリカ合衆国又はカナダを2014年10月1日～2015年9月30日の間に輸出したもの	

## (附 則)

1. 供用期限は、平成28年10月限までとする。
2. 供用期限は、入港日の属する月を含む8ヶ月以内のものとする。
3. 受渡供用品の条件
  - (1) 通関を済ませ、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
  - (2) 本所の認定した会員が指定倉荷証券上の寄託者となるもの
  - (3) サイロに保管されたもの
  - (4) 出港地がカナダであるものについては、アメリカ合衆国産である旨の原産地証明書の添付があるもの
4. 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行ったものは、未選品として受渡しに供用することができる。
5. 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
  - (1) 黄色種以外の特殊大豆
  - (2) 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの
  - (3) 陸揚港の異なるもの及び陸揚港不明のもの
  - (4) 過去に2回以上出庫歴のあるもの  
(ただし、倉庫会社の都合により同一倉所内でサイロ替えしたものは除く。)

## 附 則 (平成26年11月18日)

平成26年11月18日開催の理事会において決定した当格付表は、新甫(平成27年12月限)発会日(平成26年12月22日)より実施する。

## 年末年始の業務日程について

大阪堂島商品取引所

年 月 日	業 務 予 定	
2014年 12月19日 (金)	平 常 ど お り	東京コメ、米国産大豆、小豆 2014年12月限納会日
20日 (土)	休 業 日	
21日 (日)	"	
22日 (月)	平 常 ど お り	東京コメ、小豆 2015年6月限新甫発会日 米国産大豆 2015年12月限新甫発会日
23日 (火)	天 皇 誕 生 日	
24日 (水)	平 常 ど お り	米国産大豆、小豆 2014年12月限受渡日
25日 (木)	"	
26日 (金)	"	とうもろこし 2015年2月限納会日
27日 (土)	休 業 日	
28日 (日)	"	
29日 (月)	平 常 ど お り	東京コメ 2014年12月限受渡日
30日 (火)	大納会(前場限り)	
31日 (水)	年 末 休 業 日	
2015年 1月1日 (木)	年 始 休 業 日	
2日 (金)	"	
3日 (土)	"	
4日 (日)	休 業 日	
5日 (月)	大発会(前場限り)	とうもろこし 2016年2月限新甫発会日

